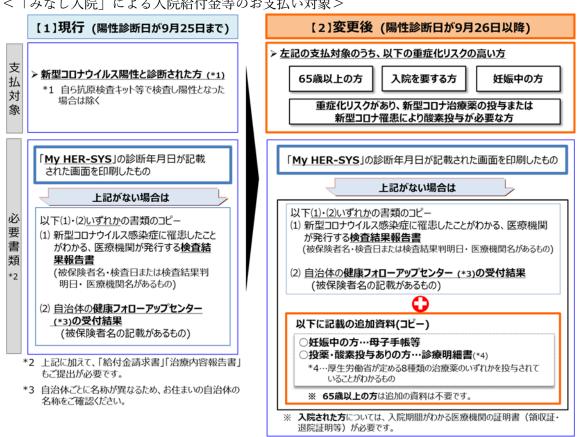
新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払いについて

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意 を表しますとともに、罹患された方々に心からお見舞い申しあげます。

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様に十全な対応をすべく、 入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより臨時施設または自宅にて医師等の管 理下で療養を行った場合については、生命保険協会のガイドラインに基づく特別取扱(以下、 「みなし入院」といいます。)として、入院給付金等のお支払いの対象としてまいりました。

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスク の高い方に限定する旨が公表されたこと、および生命保険協会より「みなし入院」における 入院給付金の支払対象について検討が行われるよう周知されたことを踏まえ、9月26日(月) 以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払いの対象を以下のとおり見直すこととい たしました。

<「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象>



療養期間が12日以上の場合、上記証明書に加えて療養期間がわかる療養証明書(保健所・自治体・医療機関発行)が必要です。

※<u>陽性診断日が2022年9月25日(日)以前の場合は、今後も【1】現行の取扱に基づきご請求いただくことができます。</u>

<今般の見直しの理由>

- ・ 「みなし入院」は「入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより、臨時 施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合に、約款上の定義には該当 しないものの『入院』と同等に取扱う」との考えであること
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象外となる方については、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって「常に医師の管理下において治療に専念」し「入院が必要な状態」と判断できないこと

※ (ご参考) 当社ホームページ:

<新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への入院給付金のお支払いについて>

※なお、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う 可能性があります。

上記の見直しに伴い、陽性診断日が9月26日(月)以降の方向けのご案内文書(ビラ)を 9月22日(木)に企保ネットに掲載予定です。

※掲載時に改めてご連絡申しあげます。

(その他ご連絡) 給付金のご請求・ご照会について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、給付金のご請求を大変多く受付けており、**給付金をご請求いただいてからお手続きが完了するまでにお時間を要して**おります。

お客様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し あげます。

また、給付金請求に関するお問合せが増加しており、以下のお問合せ先へのお電話がつながりにくくなっております。

以上

<本件に関するお問合せ先>

日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課

電話番号: 0 1 2 0 - 3 0 2 - 4 3 8 (通話料無料)

受付時間:月~金曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3を除く)